

弔慰見舞金等規定

第1条 弔慰見舞金は次のとおりとする。

項 目		弔慰金	供花	お通夜	会 葬	弔辞	弔電	
二 弔	死 亡	在 学 児 童	10,000円	一基	代表者	役員・該当学年委員		府外
		教 職 員	10,000円	〃	〃	〃	会長	〃
		P 会 員	10,000円	〃	〃	〃	会長	〃

項 目		金額	適用
三 見 舞 金	学 校 事 故	児 童 3,000円	学校事故で入院したとき(第4条適用)

第1条 一慶削除。

第2条 削除

第3条 供花一基の金額は櫛代を基準とする。

第4条 特に必要な事項があったときは役員会で決定する。

第5条 この規定によるものは一切返礼を要しない。

第6条 この規定の改廃は役員会で行い運営委員会に報告する。

付 則

第1条 この慶弔見舞金規定は昭和57年11月13日に制定し実施する。

昭和61年2月8日一部改正

平成元年5月17日一部改正

平成5年5月29日一部改正

平成6年2月19日一部改正

平成15年2月21日一部改正

平成30年6月13日一部改正